

12月4日から10日は

人権週間です

日本国憲法では、人間が生まれながらにして持っている、優すことのできない永久の権利として「基本的人権」を保障しています。

そして、その本質を「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と第97条に規定しています。

私たちが当然と考えている自由や幸福を求める権利は、だれかが与えてくれるものではありません。長い歴史の中で獲得されてきたものです。そして、それは同時にだれもが持っている権利です。自分の権利を主張するとき、相手の立場やみんなの幸福（公共の福祉）に配慮することが必要です。さまざまな立場、思想や信条を認め合い、おたがいの生活が守られる社会をみんなで作っていきましょう。

人権啓発の行事

- ・ 人権を考える市民のつどい（17ページに関連記事）
- ・ パネル展示ほか（市役所1階市民ホール、12月4日（木）～10日（水））
- ・ 津山市児童生徒ポスター展（市立図書館、12月5日（金）～11日（木））

人権に関するお問い合わせは、市人権啓発課 03 2048 へごどうぞ。

市町村合併についてのお知らせ

津山地域合併協議会では、第6回協議会を10月28日に開催し、次の項目の協議を行いました。

協議項目

- ・ 交通対策事業（こんごバスなど）
- ・ 商工業振興事業（企業誘致など）
- ・ 教育文化スポーツ事業
- ・ 幼稚園事業（保育料）
- ・ 義務教育事業（小・中学校区など）
- ・ 奨学金の取り扱い
- ・ 教育文化スポーツ施設の使用料
- ・ 学校給食事業の取り扱い

確認内容

協議項目の中で、協議の結果、市の現行の制度などを調整することとなったおもな内容は次のとおりです。

- ・ 津山市の中学校給食は合併後に実施する
- ・ 小・中学校の給食費については津山市の中学校給食実施時に新たに算定基準を作成し、統一する

次の協議会

第7回津山地域合併協議会
とき 11月25日（火）午後3時～
ところ 津山鶴山ホテル（東新町）
合併協議会はどなたでも傍聴ができます。傍聴希望者は直接会場においでください（定員50人）
お問い合わせ先 市合併推進室 03 2165 へ

東京通信 36便

津山市東京事務所 03 3592 7955
ホームページ <http://www.city.tsuyama.okayama.jp/tokyo/>

飯田橋物産展に参加しました

9月29日から10月3日まで、新宿区の地下鉄飯田橋駅東口で「飯田橋ラムラとくとくマーケット五県合同秋の味覚物産展」が開催されました。津山市からは、酒屋や菓子店など5つの店舗が参加。地元の物産品を威勢よく販売しました。

開催期間中は好天に恵まれ、一部の商品は品切れになるなど、物産展は盛況のうちに終了しました。会場では物産展にあわせて観光パンフレットを配付したり、観光ビデオを流したりして、歴史ある津山の風景を東京のみなさんに紹介しました。10月2日には、観光大使の押阪忍さんと浮田佳奈さんも会場を訪れ、津山にちなんだクイズなどで物産展を盛り上げてくれました。これからも、機会あることに津山市の物産品の紹介や観光案内をしていきます。ご協力いただいたみなさんありがとうございました。



人権週間大型特設人権相談所の開設

とき:12月8日(月)午前10時～午後3時 ところ:津山男女共同参画センター「さん・さん」
相談内容:登記、契約、借地・借家、隣近所、家庭内の問題など 秘密は厳守します
料金:無料 お問い合わせ先:岡山地方法務局津山支局 03 22 9157 へ